

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 本庁版

2008年5月26日 発行

発行責任者 支部長 小野塚洋行

都庁内線63-210

電話 03-3349-1501

都労連

一時金・夏季休暇制度の 改善要求書提出

都労連は、5月13日15時45分より小委員会交渉を行い、「一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善要求」及び、「2008年度夏季休暇の改善要求」を提出しました。

要求提出にあたり、一時金については、

- ①「基準日主義」を止め勤務実績等に基づく支給
- ②育児休業や介護休暇の取得が不利益とならないよう在職期間・勤務期間からの除算制度の改善等を強く要求しました。

また、夏季休暇については、日数増、長期連続休暇として取得できる職場環境整備、取得期間延長を、職場任せでなく、当局の責任で実効ある対応を統一的に実施することを強く求めました。

都側は、景気回復が足踏み状態、各企業とも一律的な賃上げに難色、都税の減収や歳出の増加による厳しい舵取りが強いられる。諸般の情勢を考慮しながら検討していくとしました。

都労連

第1波総決起集会

- ・夏季一時金要求獲得
- ・都労連要求実現
- ・08賃金闘争勝利

日時 5月27日(火)

16時から

場所 第二庁舎

1階正面玄関前

育児短時間勤務制度アンケートに

御協力下さい

7月1日から育児短時間勤務制度が導入されます(概要は、えいせい No4 23を参照)。

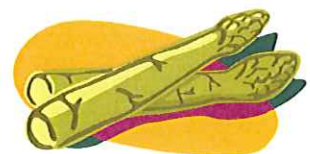
支部ではこの制度をより実効あるものにするため、5月21日に福祉保健局・病院経営本部に対し要求書を提出しました(裏面に掲載)。

また、この制度の対象者の方の要求を集約するためにアンケートを実施しています。御協力をお願い致します。

都区職員生協 産直お奨め品販売

グリーンアスパラ (群馬産)

Mサイズ 1袋150g(10~14本) 220円



5月27日(火)お昼休みに支部室(27階南)で販売

数に限りがありますので電話で予約していただくと確実です

衛生局支部 内線 63-210 担当 大村

育児短時間勤務制度を安心して気兼ねなくとれる職場に！

7月1日から実施される育児短時間勤務制度を希望すれば対象者が誰でも取得できる実効ある制度とするために、支部として福祉保健局・病院経営本部に要求書を提出しました。

育児短時間勤務制度に関する要求書（要旨）

さて、本年7月1日より育児短時間勤務制度が導入される事になりました。

しかし、具体的な代替措置が示されていないため、度重なる定数削減によりどの職場も余裕のない人員で仕事をしている現状では、この制度を申請しにくい状況にあります。また、対象者への周知も徹底されておらず、特にこの制度が必要な産休・育休中の職員への周知が遅れています。

この制度を実効あるものにするためには、制度の趣旨に沿った職制としての丁寧な対応や職場環境の整備等が不可欠と考えます。

つきましては下記の要求に対し誠実な回答をお願いいたします。

記

- 1 この制度を全職員に周知徹底すること。特に制度の対象者、現在産休・育休中の職員には丁寧な説明を行うこと。

その上で、対象者全員に申請の有無等の意向調査を実施すること。

- 2 申請があった場合は、あらゆる手だてを講じて取得出来るようにすることが承認者の責任であることを周知徹底し、安易に申請を受け付けない・承認しない等の事態が生じないよう局・本部として指導する事。

- 3 申請は1ヶ月前までとなっているが、初年度は制度内容の周知が不十分な場合や、計画的な申請が難しい状況も考えられるため、柔軟に対応すること。

- 4 勤務形態について

(1) 本人申請を尊重し承認すること。

(2) 希望する勤務形態では業務運営上困難が生じると考えられる場合でも、取得できるようあらゆる手だてを講じ承認すること。

(3) 必要に応じて、取得可能な勤務形態を設定するなど、支部・分会と協議すること。

- 5 育児短時間勤務を取得するためには、人的措置が必要である。

必要な人員について来年度要求に反映させ、定数あるいは実員を確保すること。

今年度についても、取得した場合に業務運営上支障が無いよう、賃金対応も含め人的措置を講ずること。

- 6 今後も問題が生じた時には、その都度支部・分会と協議すること。

えいせい 本庁版

2008年5月26日発行

